○国土交通省告示第二十四号

次の型式に係る船舶用品安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十年十月三十一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4773号	自動拡散型粉末消火器（小型船舶用）	ＭＩＣＲＯ―Ｋ	ＡＮＳＵＬ，ＩＮＣＯＲＰＯＲＡＴＥＤ	One stanton Street Marinette, WI United States of America

○国土交通省告示第二十五号

次の型式に係る船舶用品安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一年三月三十一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―110号	表面仕上材（難燃性塗料）	タールエポキシ系塗料	日本ペイントマリン株式会社	兵庫県神戸市長田区駒ヶ林南町１番26号
第Ｆ―113号	〃	無機質樹脂系塗料＋エマルジョン系塗料	〃	〃
第Ｆ―312号	〃	上塗り及び中塗り　アルキド樹脂系塗料 下塗り　ウォッシュプライマー	〃	〃
第Ｆ―313号	〃	上塗り　変性エポキシ系塗料 下塗り　ウォッシュプライマー	〃	〃
第Ｆ―314号	〃	上塗り　アルキド樹脂系塗料 中塗り　変性エポキシ系塗料 下塗り　ウォッシュプライマー	〃	〃

○国土交通省告示第二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事（新潟県村上市下新保字下夕村地内から同市下新保字河原地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　新潟県村上市下新保字下夕村、字サイガマ及び字河原地内

２　使用の部分　新潟県村上市下新保字下夕村及び字サイガマ地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県村上市下助渕字浦山地内の村上インターチェンジ（仮称）から同市猿沢字上野堺地内の朝日インターチェンジ（仮称）までの延長9.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道（以下「本路線」という。）は、新潟市を起点とし、村上市、鶴岡市、酒田市、秋田市、能代市及び大館市等を経て、青森市に至る、新潟市以北の日本海沿岸部の主要都市を相互に連絡する高速自動車国道である。

本路線が通過する新潟県県北地域のうち、村上市は、農業が盛んな地域であり、鶏、豚、肉用牛を主とした畜産物や米が多く生産されている。畜産物については、県内第１位の農業産出額を誇り、鶏、豚については主として新潟市方面に出荷され、肉用牛の中でも全国的なブランド牛として知られる村上牛については主として関東方面に出荷されている。米については、村上市朝日地区において新潟コシヒカリ三大銘柄の一つである岩船産コシヒカリが生産されており、関東方面を始めとする全国各地に出荷されている。

一方、本路線と並行し、日本海側各都市を結ぶ主要幹線道路として一般国道７号があるが、本件区間に対応する区間は、村上市の中心市街地を通過しており、物流等による通過交通と地域住民の日常生活の利用による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、２車線の道路であるため、交通混雑や交通事故が発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

平成17年度の道路交通センサスによると、一般国道７号の交通量は、村上市新町地内で20,673台／日、混雑度は2.12となっている。

本件事業の完成により、順次整備中の本路線の他の区間を介して、新潟県県北地域から県都新潟市までの高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られることが認められる。また、高速自動車国道北陸自動車道、高速自動車国道関越自動車道新潟線等を介して新潟県外への高速交通ネットワークが形成され、首都圏や関西圏等との所要時間が短縮されることから、物流の効率化等により、新潟県県北地域の活性化に寄与することとなる。さらに、一般国道７号が担っている通過交通を本件区間が分担することから、一般国道７号の混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続きにおいて、都市計画決定権者である新潟県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年11月に環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成19年７月及び平成21年５月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。